

◎議 事 日 程（第5号）

令和4年6月13日（月曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 議案第30号 愛西市税条例等の一部改正について
日程第2 議案第31号 土地の取得について
日程第3 議案第34号 令和4年度愛西市一般会計補正予算（第3号）
日程第4 議案第35号 令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第5 議案第36号 令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第37号 令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第38号 令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第8 請願第2号 「消費税率5%へ引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求める意見書」採択を求める請願書
日程第9 委員会付託について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（17名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
4番	河 合 克 平 君	5番	真 野 和 久 君
6番	山 田 門左エ門 君	7番	吉 川 三津子 君
8番	杉 村 義 仁 君	9番	角 田 龍 仁 君
10番	石 崎 誠 子 君	11番	原 裕 司 君
12番	佐 藤 信 男 君	13番	近 藤 武 君
14番	神 田 康 史 君	15番	鬼 頭 勝 治 君
16番	山 岡 幹 雄 君	17番	高 松 幸 雄 君
18番	竹 村 仁 司 君		

◎欠 席 議 員（1名）

3番 中 村 文 武 君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
教 育 部 長	三 輪 進一郎 君	保 險 福 祉 部 長	小 林 徹 男 君
健 康 子 ども 部 長	清 水 栄 利 子 君	上 下 水 道 部 長	山 田 英 穂 君
企 業 誘 致 課 長	藤 澤 寿 章 君	都 市 計 画 課 長	佐 藤 政 樹 君

産業振興課長 佐野達樹君
高齢福祉課長 八木久美子君

保険年金課長 橋本創君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 鷲尾和彦
書 記 丸山小百合

議事課長 大原守人
書 記 杉本昌哉

午前 9 時30分 開議

○議長（杉村義仁君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

3 番・中村文武議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議案質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条に、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することになっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べることはできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におきましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

議案質疑につきましては、事前に通告制を取っているため、通告書に基づき質疑を行い、また新型コロナウイルス感染症の観点から、議員側も理事者側も時間短縮に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第30号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

日程第1・議案第30号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4 番・河合克平議員、どうぞ。

○4 番（河合克平君）

おはようございます。

では、始めさせていただきます。

議案第30号ですが、資料2によると改正の内容は、所得税の住宅ローン控除の適用者について、令和5年1月1日から新たに控除するものという内容と、上場株式に係る配当所得について、課税方法を所得税と一致させる等ということで、2点主な内容として載っておりますが、この1点目の所得税の住宅ローン控除の適用者について、個人住民税からも減税を行うというその内容については、市の側からすると減収に当たるものかというふうに思いますが、その減収をするに当たって、減収をする課税の人数、また金額、そして減収についての補填についてはどのようなのかお伺いいたします。

また、2点目の上場株式等の配当所得についてということで、今までの課税方式がどのようなもので、これからはどうなるのか、それについてお伺いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、まず1点目の住宅ローン控除の延長による減収の予定人数と金額についてでござ

います。

こちらは、減収金額と減税対象人数につきましては、令和4年度以降の入居者の住宅ローン控除対象者数等の把握ができませんので、予定数値の算出はできません。

次に、減収分の補填についてでございますが、住宅ローン控除の適用期限の延長による令和5年度以降の個人住民税の減収分は、全額国費で補填されることとなっております。

次に、3点目の配当所得の今までとの違いでございますが、改正前は上場株式等の配当所得等について、所得税と個人住民税でそれぞれ異なる課税方式の選択が可能でした。改正後は、個人住民税において上場株式等の配当所得等の課税方式を所得税と一致させることとなるということでございます。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

では、ローン減税については人数は分からないし金額も分からないということでしたが、減収については国から全額補填されるということはお話がありました。分からないということですが、見込むものではないのかなというふうに思っていたんですが、では、この住宅ローン控除を市が続けて行うということになりますから、何か手続の方法があるのかどうか、個人の人かね。国に対して行うだけでいいのか、市にも行わなければならないのかについて確認をさせていただきます。

あと、配当所得についてですが、今まで国と一致していなかったということでありましたが、それによって何か不都合が生じていたのか、問題があったのかがあれば教えてください。

あと、この配当所得について何か手続が必要なのかも教えてください。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず、1点目の住宅ローンの手続の関係でございますが、こちらは確定申告または勤務先への住宅ローン控除の申告書の提出が必要になると考えております。

次に、配当所得の件でございますが、こちらは課税方式が今まで異なっていたということで、特にそういったことでの支障といいますか、そういった一致させるということでの整理をされたというふうに理解をしております。

あと、手続についてですね。手続につきましては、特段ございません。以上でございます。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○7番（吉川三津子君）

今、河合議員から質問がありましたので、再質問のほうからしてよろしいでしょうか、議長。

#### ○議長（杉村義仁君）

最初からお願いします。

#### ○7番（吉川三津子君）

最初の分が今河合議員の質問とダブっておりますので、2回目の質問として発言してよろしいでしょうか。

#### ○議長（杉村義仁君）

そうすると、それで終わりですけど、いいですか。その次の質問はなしでいいですね。

○7番（吉川三津子君）

そうしないといけないルールではないでしょうか。

○議長（杉村義仁君）

そうですね。

○7番（吉川三津子君）

よろしいでしょうか。

○議長（杉村義仁君）

通告どおりにお願いします。

○7番（吉川三津子君）

通告どおりだと1回目と一緒にになるので、そこは省略させていただいて、再質問のほうからさせていただきたいと思います。

先ほど影響額とか手続等について質問がございました。確定申告等が必要になるということですが、こういったことについての周知・啓発については、どのような手続になるのか教えていただきたいと思います。

あとともに、株式のほうも、そしてローンのほうも確定申告以外に一切特別な手続は要らないということ再度確認をさせていただきたいと思います。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

住宅ローンの控除の関係につきましては、これまでも制度としてございましたので、今後も確定申告等の条件に応じて周知・啓発されることとっております。

あと、手続につきましては、先ほど申し上げたとおり、特別な手続についてはございません。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第31号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第2・議案第31号：土地の取得についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第31号：土地の取得について質問します。

道の駅周辺整備事業の用地として必要な土地の取得と理解をしています。

そこで、仮契約書を見ると地価が1平方メートル9,500円と表示されています。これは相場

として適正かどうかお伺いします。さらに、その算出根拠もお伺いします。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

御答弁させていただきます。

1 平米9,500円の相場として適正かについてですが、単価につきましては、令和3年7月を鑑定基準日としており、不動産鑑定評価により算定をしております。

算出根拠につきましては、農地の鑑定評価であるため、農業収益により求めた収益価格を参考とし、鑑定評価額を決定しております。以上です。

○18番（竹村仁司君）

今後も道の駅周辺事業を進めるに当たって、他の土地取得も必要になると思われませんが、この地価1平米9,500円は変わらないのか、必要とする土地の相場によって変動するのかお伺いします。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

1 平米9,500円は変わらないのかについてですが、土地取得単価につきましては、鶺鴒川より東側の森川町村仲地内は一律1平米9,500円、鶺鴒川より西側の森川町井桁西地内では一律1平米9,200円となります。

土地取得単価の変動ですが、令和5年度の土地取得につきましては、今年末に評価額に変動がないかを不動産鑑定評価により意見を求め、変動があれば時点修正を行います。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

それでは、議案第31号：土地の取得についてお尋ねしたいと思います。

道の駅周辺事業として計画されている残りの土地取得についてどうなっているのかを尋ねます。

それから2点目ですけれども、都市公園の用途として土地購入を付議されておりますが、都市計画法に適合するのかどうか、この2点についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

御答弁させていただきます。

残りの土地取得についてですが、土地取得は令和4・5年度の2年間で行います。令和4年度分の土地取得費は令和4年3月定例議会において、令和4年度一般会計当初予算で承認をされております。

2点目の都市計画法の適合するののかについてですが、都市公園区域については、令和3年3月23日付で都市計画決定をされております。以上です。

○6番（山田門左エ門君）

都市公園法による都市公園なんですけれども、これはそもそも法律の趣旨として、近隣住区に1か所を標準として配置された地区内の住民を対象とした周囲約500メートル圏内の人たちが利用するというを想定された公園であります。

地図を見ますと周りにほとんど住民がありません。これが本当に住民のためになるのかどうか、近隣公園としての趣旨から外れるのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○都市計画課長（佐藤政樹君）

御答弁させていただきます。

議員がおっしゃいますように、誘致地区の概念は平成15年まではございました。現在は、誘致地区の概念も当然残ってはいるんですが、地域の実情に応じて都市計画区域内で設置する公園として認められておりますので、そちらの方向性で今整備を進めていくという状況でございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、31号について質問いたします。

買取価格の根拠については、今、竹村議員の質問があったので除いて、花はす田の都市公園計画区域内の残りの土地の状況について、あとどのぐらい残っているのかということについて具体的に教えてください。

それからあと、最終的に土地買取予定総額ですね、公園のほうも、あと予定総面積について。

それからあと、具体的に今2年間でという話もありましたけれども、どういう形で残りやっていくのかについて教えてください。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

今後の土地買収の状況ですが、6月定例議会が閉会いたしましたら、令和4年度分の土地取得を行ってまいります。

それから、最終的な土地買取予定総額は約3億5,415万円、買取予定総面積は約3万7,458平米、買取計画は令和4・5年度の2か年をもって行っていきます。以上です。

○5番（真野和久君）

今回、令和4年度分がこういう形で今議会後に買収、契約も基本的にあるのであれですが、5年度分に関しての交渉は今進めておられるのか、その辺の状況について、どういう状況になっているのか教えてください。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

令和5年度の土地の交渉状況ということでございますが、令和4年度、5年度それぞれの買収者に事業同意という形で事業の説明と事業スケジュールを説明して事業同意という形で買収りの意思を確認させていただいております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第31号：土地の取得について質問いたします。

先ほど来いろいろ質問が出ていますが、この道の駅周辺整備事業の土地購入については、令和4年3月定例会において予算を認めております。しかし、今回なぜこの土地取得に対して議案を提出したのか、まずお聞きします。

それから、購入後は今現在、地目は田になっているんですけども、地目は何になるのかお聞きします。よろしくお願います。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

御答弁させていただきます。

今議会に議案としてなぜ提出したのかについてですが、本議案は取得する財産のうち、1件が条例で定める2,000万円以上、5,000平米以上の両方の基準を満たしており、議会の議決が必要となるためです。

それから、購入後の地目ということですが、購入後の登記簿地目は公園となります。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

再質問します。

今回は農地を売ることなんですが、不動産鑑定評価額に転用決済金等の額が含まれているのかお尋ねいたします。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

不動産鑑定評価額に転用決済金は含まれているのかについてでございますが、本事業のこの地域の農地の売買者は、主には愛西市在住者及び周辺市町で農業に従事する個人等の方であります。それらの市場の実態を反映するとともに、土地改良済みの農地として評価額を決定していることから、転用決済金等も含まれていると考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、数点質問をさせていただきます。

先ほどから令和4年、令和5年と分けて購入するということですが、それぞれ何平米、契約予定金額はどれぐらいになるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、先ほどから決済金とかいろいろ含まれるという話がされているわけですが、そうになると、この1平米当たりの単価というのはそれぞれ地権者によって違ってくるのではないかなと思うんですが、違うのであればどういったものが含まれて違ってくるのかを聞かせていただきたいと思います。収益価格によるというお話もありましたので、各地権者が平等にされているかというチェックの意味で、どういったものが含まれてこの契約金額が決まっているのか、お伺いをまずはしたいと思います。以上です。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

それでは、御答弁させていただきます。

まず今回の議案分も含め、全地権者は23名、29筆です。買収予定総面積は約3万7,458平米、

土地買収予定総額は約3億5,415万円となります。

全地権者の単価は同じかについてですが、鶴戸川より東側と西側の単価は違います。先ほど御答弁させていただいたとおり、東側、西側とも不動産鑑定評価を実施しており、農地の鑑定評価であり、それらの農業収益により求めた収益価格を参考としております。

その算定価格の収益価格はということでございますが、農業総収益は標準的な総費用を控除し、農地に関わる標準的な収益を求めたものであり、西側・東側、9,200円・9,500円、適正と考えます。以上です。

○7番（吉川三津子君）

今、答弁漏れかと思うんですが、地権者それぞれ何平米ということで個別のちょっと金額等をお聞きしたのですが、それは答弁は無理でしょうか。これ1回目です。答弁漏れです。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

こちらにつきましては、全地権者29筆、23名でございます。必要であれば、また別途御説明をさせていただきますが、23名、29筆ということでございますので、ここでの答弁は差し控えさせていただきます。以上です。

○7番（吉川三津子君）

すみません、答弁を差し控える理由について、まずちょっとそれをきちんと行ってから、これこれしかじかなので答弁を控えるという言い方をさせていただかないといけないかなと思いますので、1回目の質問の答弁の仕方が私納得いかないの、その点お願いいたします。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

個別の買収数、今の筆数、それから買収者を説明することによって、現在用地交渉継続中であり、愛西市個人情報保護法の観点からも、買収の今後の進捗を答弁することにより、ほかの情報と照合した際、特定の個人を識別することのおそれがあるため、現時点での答弁は控えさせていただきます。以上です。

○7番（吉川三津子君）

それが私、なぜ個人情報に当たるのか分からないので、きちんと、やはり誰々と言っているわけではありませんし、特定できるかどうか、できないと思うので、再度そこら辺の答弁、もう一度後でしっかりと個人情報保護条例のこの部分でということで説明をいただきたいというふうに思います。

それからあと、この契約金額ですけれども、単価については鶴戸川の東と西で違うよということが分かりました。あと、やはり土地改良区でいろんな費用負担とかあると思うんですけれども、市としてそういった土地の単価以外にこういった費用を個別で負担していくのかといったものがあるのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

土地取得につきましては、基本的には不動産鑑定評価額の単価のとおりそれに面積を換算しまして買収をいたします。

それ以外の費用ということでございますが、先ほどの転用決済金等は鑑定評価額に含まれて

おると考えております。それ以外ということであれば、例えばそこに設置してある工作物とかあれば、そういったものも今後補償費を算定して補償という形にはなりますが、土地取得単価につきましては、一律9,200円、9,500円の中に全てが含まれていると考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第34号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、これから補正予算の質疑に入りますが、予算質疑においては、補正予算書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

日程第3・議案第34号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第34号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問します。

1点お伺いします。

予算書6ページ、7ページ、歳入で、16款県支出金、3項県委託金、4目教育費県委託金57万円、道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業委託金、キャリアスクールプロジェクト推進事業委託金、それぞれのこの事業内容と委託先をお伺いします。

○教育部長（三輪進一郎君）

道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業につきましては、道徳教育に係る外部講師を招き、道徳教育を行うに当たっての必要な教材研究や指導方法、評価方法について校内研修を行い、道徳の授業力向上を図ります。委託先は、八輪小学校と立田中学校でございます。

キャリアスクールプロジェクトは、地域の方や外部講師を招いた体験活動、外部講師による講座を通して地域の人々と関わり、自分の生き方について振り返らせ、地域のよさや人との出会いを大切にできる児童の育成を目指すものでございます。委託先は、開治小学校でございます。以上です。

○18番（竹村仁司君）

それぞれの事業、今委託先も教えていただきましたけれども、実際にどのように展開をされて、どのような効果が期待されるのかお伺いします。

○教育部長（三輪進一郎君）

道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業につきましては、授業検討や研究協議での場、

保護者などへの授業公開において、教員の児童・生徒理解と授業力向上につなげていきます。

キャリアスクールプロジェクトでは、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことを目的としております。以上でございます。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、10番・石崎誠子議員、どうぞ。

#### ○10番（石崎誠子君）

議案第34号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてお伺いいたします。

補正予算書10、11ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、18節負担金、補助及び交付金のがん患者アピアランスケア支援事業44万円と子宮頸がんワクチン接種助成事業108万2,000円についてお伺いいたします。

初めに、がん患者アピアランスケア支援事業44万円について、4点お伺いいたします。

1点目は、事業費44万円の積算の内容についてお聞かせください。

2点目は、どのようなウィッグが補助対象となるのか。参考資料には医療用ウィッグとの記載がありましたが、対象となるのは医療用に限られるのかお伺いいたします。

3点目は、乳房補整具についてどのようなものが補助対象となるのでしょうか。

4点目は、それぞれ申請にはどのような書類が必要となるのでしょうか。

次に、子宮頸がんワクチン接種助成事業108万2,000円について、4点お伺いいたします。

1点目は、どのような方が対象となるのでしょうか。

2点目は、定期接種の対象ではないワクチンもありますが、助成の対象となるワクチンについてお聞かせください。

3点目は、事業費108万2,000円の積算の内容についてお聞かせください。

4点目は、申請にはどのような書類が必要となるのでしょうか。

以上です。御答弁よろしくお願ひいたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

それでは、順次答弁させていただきます。

まず、がん患者のアピアランスケア支援事業についてです。

積算の内容ですが、愛知県の年間がん罹患者数に、ウィッグ、乳房補整具の他県における対象者の実績割合を乗じた合計2,600人が県の積算した対象予定人数です。その人数に県人口分の愛西市人口である案分率を乗じて導き出された22人が市の対象予定人数です。この人数に県と市が補助する合計の上限額2万円を乗じた44万円を積算額といたしました。

次に、ウィッグについて補助対象になるものですが、全頭用及び部分用ウィッグが対象となります。また、ウィッグと同時に申請する場合のみ、頭皮保護用ネットも対象とします。頭皮保護用ネットのみで、毛付帽子、くしやクリーナー等の附属品は対象となりません。医療用かどうかに関わらず、がん治療の副作用を理由とする脱毛を補整するためのウィッグであれば対象となります。

次に、乳房補整具についての補助対象です。

補正下着、補整パッド、人工乳房が対象となります。補整パッドまたは人工乳房を固定するために購入した補整機能のない下着は、補整パッドまたは人工乳房とともに補助申請をする場合のみ対象とします。

次に、申請に必要な書類です。

がん治療を受けていること及びがん治療に伴い脱毛または乳房を切除したことを証明する書類の写し、補整具の購入に係る領収書、住民票の写し、以上の3点です。

次に、子宮頸がんワクチンの関係です。

対象者は、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の差し控えによって定期接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女子で、定期接種の対象年齢を過ぎてから令和4年3月31日までの間に子宮頸がんのワクチンを任意で接種された方です。

対象となるワクチンです。組み換え沈降2価HPVワクチン（商品名、サーバリックス）及び組み換え沈降4価HPVワクチン（ガーダシル）の2種類です。

積算の内容ですが、平成9年度生まれから平成16年度生まれのうち、接種完了者の状況により、接種率が特に低い年齢の接種完了者の平均から20人分を見込みました。1人3回接種をしますので、今年度の子宮頸がんワクチン委託料1万8,018円掛ける3回掛ける20人分で積算しております。

最後に、申請に必要な書類ですが、接種時に支払った領収書、またその事実、額及び接種回数を証明できる書類、支払いを受けようとする者の接種記録が確認できる母子手帳、予防接種済証または接種済みの記録がある予診票等です。以上です。

#### ○10番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございます。

それでは、数点再質問させていただきます。

がん患者アピアランスケア支援事業について、3点お伺いいたします。

1点目は、いつから購入したものが補助対象となるのでしょうか。

2点目は、補助金の交付は1人何回まで受けられるのでしょうか。

3点目は、対象となる補整具は1人1つなのか。また、乳房補整具は左右それぞれで1回の申請となるのでしょうか。

続いて、子宮頸がんワクチン接種助成事業について3点お伺いいたします。

接種費用を助成するに当たり必要な書類として、領収書または額及び接種回数を証明できる書類とありましたが、証明書等金額が記載されていない書類で申請される方への対応についてお伺いいたします。

それから2点目は、実費で接種された方についての把握は難しいかと思いますが、対象者への周知はどのように行われるのでしょうか。

3点目は、申請期間はいつまでになるのでしょうか。

以上です。よろしくお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

まず、がん患者の部分ですが、ウィッグはいつから購入したものが対象か。

令和4年4月1日以降に購入したものに限ります。なお、申請書の提出期限は購入した日の翌日から1年以内とします。

次に、補助金の交付は何回まで受けられるのか。

対象者1人につき補整具の種類ごとに1回です。

次に、対象となる補整具についてですが、購入される個数に制限はありませんので複数でも対象となりますが、申請は1回にまとめて合計額で申請していただきます。乳房については両側、片側に関わらず1回の申請になります。

次に、子宮頸がんワクチンの関係です。

領収書のない人の対応ですが、母子健康手帳の接種が分かるもの、接種済証または接種証明書で確認をします。金額は令和4年度子宮頸がんワクチンの委託料から事務費を差し引いた額が1回分の費用額の上限とします。

周知方法ですが、積極的勧奨の再開に合わせ、公費接種による接種完了の記録がない平成9年4月2日から平成18年4月1日までに生まれたキャッチアップ世代の方に5月31日付で予診票等を発送しました。通知文の中に、過去に任意接種された方への償還払いについてホームページ、広報等でお知らせする旨を案内しております。

次に、申請期間はいつまでかですが、3年間の時限措置ですので、令和7年3月31日までです。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

**○5番（真野和久君）**

それでは、質問をいたします。

最初に12ページ、13ページ、10款1項1目7節の報償費70万4,000円、いわゆる小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会委員報償費についてお尋ねをいたします。

一般質問でも質問しておりますので、再質問の関係でやりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

構成メンバーについては20人と伺いました。その中で、有識者9人の内訳についてはこれから決めると言っていましたが、いつ頃までに決めるのか。その辺り、あるいは決まっていたらもう一度詳しく教えてください。

それから、今後期間、それから回数、年内に6回ほどやってそれでもう答申をすと言っていますが、これは今回の検討協議会についてですけれども、愛西市全域ということが多分対象となっているわけですけれども、その中で、本当に年内にそうしたことができるのか。答申を出すために具体的に、例えば対象を絞って検討していくのか、最初にね。そうしたことも含めて、そのやり方について教えてください。

それから、同じく12ページ、13ページの10款1項2目の報償費ですね。いわゆる先ほどの道

徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業及びキャリアスクールプロジェクト推進事業についてですけれども、中身は竹村議員のあれもありましたので、その点については除きます。

講師とか講習の内容ですね。外部講師を招いてと言われていたのですが、その点の説明もありましたが、その内容についてと、その活用方法、それからあと消耗品が書かれていますが、消耗品とは具体的にどのようなものを購入されるのかについて教えてください。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

1点目の有識者9名でございますが、これにつきましては、一般質問でも大学教授等ということでお答えさせていただきましたけれども、大学教授や老朽化の検討に携わっていただいた委員、また学校教育や子育てに関すること、また地域の状況等に識見のある方を予定しております。

続きまして、2点目の6回でまとまるのかという御質問でございますが、既存の基本計画の提案を改定し、同時に一部の老朽化施設の改築計画などを策定する予定でございます。

3点目の講師・講習の内容でございますが、道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業につきましては、授業アドバイザーなどによる教員向けの校内研修、講演、ワークショップ、模擬授業、授業観察・指導助言などを予定しております。この事業を活用し、教員の道德科における授業力向上につなげてまいります。

消耗品につきましては、これら講演会や授業に使用するコピー用紙、トナー、インク、ファイルなどがございます。

キャリアスクールプロジェクトにつきましては、体験学習により学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことを目的としております。消耗品に関しては、体験学習で使用する方眼模造紙や画用紙、啓発資料作成のためのインクや拡大ロール紙などがございます。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

じゃあ、キャリアアップのほうの再質問をしてみたいんですが、キャリアアップに関しては、講義の対象というのは先生だと思んですけども、ただ実際にそうしたことを体験するのは児童ではなくて、これも全て教員系ということで理解してよろしいのでしょうか。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

キャリアスクールプロジェクトのほうは、生徒のほうでございます。道德教育のほうは、学校の先生が対象になっております。以上でございます。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○4番（河合克平君）

では、議案第34号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問いたします。

まず初めに、8ページ、9ページの2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、7目住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業についてですが、減額の補正がかなり大きいんですが、これはなぜこのような減額になるのか、返還をされるのか、返還の理由とこの返還

の金額の根拠を教えてください。

続いて、10ページ、11ページの3款2項1目児童福祉総務費の償還金、利子及び割引料について3,678万1,000円、こちらについても子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金過年度返還金ということですが、この返還金3,650万円についての返還の理由と返還金額の根拠を教えてください。

続いて、4款1項2目予防費の18節負担金、補助及び交付金について、これについてもお尋ねをしますが、今、石崎さんの質問で対象者の人数は22人、対象となるのは令和4年1月1日から1年以内ということで補整具の種類ごとに1回ということ等のお話もありました。

あと聞きたいのは、申請の方法についての書類については確認をしましたが、申請の方法、窓口でないといけないのか、郵送なのか、また時間外で開庁している部分のときにも申し込めるのか。支所でも申し込めるのか、その辺の申請の方法についてお伺いをします。

また、相談についていろいろと個人的なこともありますので、相談については窓口があったほうがより詳しく安心して相談、給付を受けられることになるのではないかと思うのですが、相談窓口についての設置の予定はあるか確認をしてください。

続いて、同じく子宮頸がんワクチン接種助成事業についてですが108万2,000円について確認ですが、対象となる人数は20人分で3回で1回1万8,018円であるという話もありました。対象となる条件は、平成9年4月2日生まれから平成17年4月1日生まれの方だということでお話がありました。これについてですが、まず対象となる条件については、期間の対象となる条件はお話をいただいたんですけども、その対象となるについては、一度も打ったことがない人が対象なのか、打ったことがあっても、さきに任意で打った人については償還払いするという話もありましたが、その辺のことについてお伺いをします。

あと、申請の方法については全て窓口でされるのか、書類については分かりましたが、どうその申請の窓口をつくっていくのか教えてください。

あと、副作用についてどのような改善がされているのか。以前、副作用があるからということで接種を控えられたという方も多くいらっしゃるということも聞いておりますが、今回のこのように事業を行うということになれば、副作用の問題は解決したのか、この辺のことについてお伺いします。

また、この事業についても相談窓口は設置をして、やっぱりしっかりと相談に乗れる体制というもので安心して接種を受けていただいたほうがいいと思いますが、そういったことは考えられているのか教えてください。

続いて、同じく10ページ、11ページの6款1項3目18節の負担金、補助金及び交付金についてのことですが、レンコン、麦、レンコン事業とお米、麦、大豆の追加分であるということで400万円の補正だという話もありましたが、これについては対象となる条件というのがあったかと思いますが、再度の確認で、対象となる条件と、あと新規に採用された410万8,000円についての事業内容についてお伺いします。

また、410万8,000円については、全額補助ではなくて全体で幾らの部分の補助ということだ

と思われましたので、対象の事業の全ての費用について幾らかということについて併せてお伺いします。以上、お願いします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

私のほうからは、まず住民税非課税世帯に関する臨時特別給付金の関係でございます。

これにつきましては、実績に応じて返還をするものでございます。金額の根拠につきましては、国の交付金 3 億 9,000 万円から実績額を引いた金額で 3,210 万円となっております。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私のほうからは、子育てに関する臨時特別給付金についてです。

返還の理由ですが、実績に応じて返還するものです。金額の根拠については、令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 8 億 8,800 万円から実績額を引いた金額で 3,650 万円の返還金を計上しております。

続きまして、がん検診の部分です。

申請の方法ですが、健康推進課に用意してある、またはホームページからダウンロードした補助金申請書に書類を添付して申請いただくこととなります。申請場所は健康推進課、佐屋保健センターになります。相談窓口ですが、こちらも健康推進課、佐屋保健センターになります。

子宮頸がんワクチンについてです。

対象者ですが、過去に 3 回打たなくても、1 回、2 回でも打ったことがある人は対象となります。

次に、申請方法ですが、こちらも健康推進課に用意してある、またはホームページからダウンロードした補助金申請書に書類を添付して申請いただくこととなります。

それから、副作用の改善についてですが、ワクチンの副作用に関する改善策は聞いておりませんが、厚生労働省からの通知には、安全性・有効性に関する近年の主要なエビデンスが示され、ワクチンの安全性について特段の懸念は認められない。今後も新たなエビデンスを収集しつつ、安全性の評価を行っていくとうたわれております。こちらについての相談窓口は、健康推進課、佐屋保健センターになります。以上でございます。

#### ○産業振興課長（佐野達樹君）

私からは、産地パワーアップ事業について答弁させていただきます。

まず、この事業の対象条件につきましては、愛知県知事から承認を受けた令和 4 年度の事業実施計画の取組となります。追加された対象事業の内容は、レンコン事業については 8 件の農業機械等の導入で、対象事業経費は合計で約 1,030 万円となります。米、麦、大豆については 1 件の農業機械等の導入で、対象事業経費は約 348 万円となります。以上です。

#### ○4 番（河合克平君）

では、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の返還金についてと、あと子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の補助金についてですが、金額については 8 億 8,000 万円と 3 億 9,000 万円から実績を差し引いたということになりました。実績を差し引いたということであれば、



実績、予定していた分が何件あって、実績が目標に満たなかったのか、それとももともと目標を国からの交付が多い見積りが来ていたのでそうなったのか、国の求めた実績を満たすことができなかったことについて、それぞれ理由をお伺いします。

あと、がん患者アピアランスケア支援事業についてですが、保健センターと健康推進課で窓口をしますという話ですが、それについては窓口でなくて個人的なこともありますので、別室に行っていただくとか、そういったことも非常に必要かと思いますが、それについて可能なのかどうか。

あと、コロナウイルス感染症対策でオンラインで相談できる窓口もつくっておりますが、そういうオンライン窓口での相談も可能なのか、それについてお伺いします。

もう一点、先ほど22人対象ということでしたが、もしそれ以上増えた場合についての補正については行っていくのかお伺いをします。

あと、子宮頸がんワクチン助成についてですが、再度確認ですが、今まで打っていた人に対しても償還払いでお金を補填するし、これから打つ人についても償還払いでお金を給付するというのでいいのか。今まで1回、2回と打った人ももう一回打てますという話だったんですが、今まで打った人までお金を償還払いとして給付をしていくのか、助成をしていくのかについてお伺いします。これから1、2、3回打つ人だけしかできないのかお伺いをします。

あと、6款の産地パワーアップ事業についてですが、これは計画を立てるに当たってどのような注意点があるのか、一般の個人の農家の人たちがやりたいからといってすぐにそれが申請できるものなのか、その辺について、どんなことを気をつけて計画を立てていかないかのかをお伺いします。

以上、よろしく願います。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

まず、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の関係でございますが、これはもともと令和3年・4年の2年間の事業となっております。受付が9月30日までとなっておりますので、そのうち3年度分を精算するという形になっておりますので、3年度分の実績に基づいて返還をするものでございます。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず実績についてですが、8億8,800万円の実績は、交付は8,800人分を見込んでおります。給付実績については8,515人分で、その差額として365人分を返還金として計上しております。

実績が下回った理由についてですが、給付対象となる児童手当制度の所得制限未満となる世帯や新生児などの対象者が見込みより少なかったためと考えます。

それから、がん患者についてですが、申請書に基づき実施をしていくんですが、相談については保健師が対応となります。また、オンラインについても受付を可能とします。また、22人を超えた場合については、状況を見ながら補正になるかと思えます。

それから、子宮頸がんワクチンについてですが、これからは公費となりますので、公費で接種していただく形になります。以上です。

○産業振興課長（佐野達樹君）

私からは、計画の作成とかについての注意点でございます。

まず、この補助事業を受けるに当たり、産地一体となった産地戦略をつくることがあります。その産地戦略の目標達成のために、個々の担い手となる農家さんなどが生産性10%以上向上の成果目標に取り組む計画が必要となってきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第34号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問します。

12ページ、13ページの10款1項2目事務局費57万円についてですが、対象となっている学校は分かりましたが、講師の人数はそれぞれ何人なのか教えてください。お願いします。

○教育部長（三輪進一郎君）

講師の人数でございます。道徳教育のほうですけれども、八輪小学校では講師1人で合計5回、教員向けの校内研修を予定しております。立田中学校では講師4人で5回の、こちらも校内研修を予定しております。

キャリアスクールプロジェクトのほうでは、各種体験学習で7名程度の講師を予定しております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

この事業の対象となる学校は、どこが指定しているんですか。お願いします。

○教育部長（三輪進一郎君）

愛知県教育委員会が当該事業を実施する自治体を指定しまして、指定された自治体において各学校の事業実績などを考慮した上で事業実施校を決定してまいります。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第34号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問いたします。

まず最初に、11ページの衛生費、保健衛生費、予防費の関係で、ちょっと部長の答弁なんです。令和4年を平成4年とおっしゃったような気がしますので、また御確認いただいて、後日、私が間違っているかもしれませんが、訂正のほうが必要かもしれませんので、よろしくお願いたします。

それから、この子宮頸がんのワクチンについてお伺いをしたいと思います。

こちらのほうは、保護者等が大変心配して、予防接種がされていない子供たちが、若者が多い状況にあります。この広報についてですが、市としては、このワクチンが安全だよということを表に出して御安心くださいという形の広報をされるのか。そしてまた相談体制についても、多分この安全性という面での相談が多いかと思えます。そういった御相談に対してはどのような姿勢で対応されるのかお伺いをしたいと思います。

また、先ほどオンラインの受付というお話もあったんですが、私の聞き漏らしかもしれませんが、これは申請のオンライン受付なのか、相談のオンライン受付なのか、その部分をきちんと教えていただけるとありがたいです。

それから、11ページの6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の産地パワーアップ事業についてお伺いをしたいと思います。

目的等は分かったんですが、レンコン、米、麦、それぞれの事業において、どんな戦略をつくって10%増の、今回は何%ぐらいアップするのか、面積でアップするのか、収穫量でアップするのか、その辺の事業の内容についてお伺いをしたいと思います。

それから、今までもこの産地パワーアップ事業というのは行われてきておりますが、これまでの実績、成果についてもお伺いをしたいと思います。

それから、13ページ、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会委員報償費についてお伺いをいたします。

今までは、この学校統廃合については教育の問題、子供たちの問題ということで教育委員会のほうが主になって動いてまいりました。しかし、こういった会議の中で出てきているお話は老朽化で予算が伴うもの、そして子供の人口を増やさなければならないということでまちづくりが絡んでくるということで、教育委員会だけの問題ではなくなってきているということが明らかになってきております。市部局のほうと教育委員会の役割分担、今後どうなっていくのかお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、子宮頸がんワクチンについて御答弁させていただきます。

まず、広報でワクチンの安全性という部分でどのような姿勢で臨むのかということなんですが、5月31日に対象者に通知も行ってありますが、そのときに予防接種についての効果と同時に、きちっとまだ副作用についてもありますよという旨のお知らせをしています。もし副作用があった場合には、こんなような副作用があるということ、それから副作用が出た場合については、どのような対処をしたらいいかということもきちっと説明がしてありますので、それを基に接種のほうを行っていただくようお願いをしております。

また、オンラインについてですが、オンラインについては相談部分をオンラインで受け付けるという点でございます。以上です。

#### ○産業振興課長（佐野達樹君）

私からは、まず産地パワーアップ事業の中の個々の戦略等の詳細についてということで御説明します。

まず、5年後を目標とした産地戦略ということで、地域一体となった産地戦略の目標を設定させていただきます。そういった中で、先ほど議員が言われた個々の10%以上の取組の内容については、労働時間の削減や効率化によって販売金額を上げると、同じ条件でも効率よく作業するというところで10%以上の計画をつくられています。また、それを取りまとめた事業実施計画において販売額の目標も設定をしております。

続いて、今までの実績と成果でございますが、令和元年度から3年度の実績においては、イチゴ6件、レンコン27件、計4,193万8,000円を補助しております。令和元年度及び令和2年度の採択事業の進捗状況については、目標までの計画期間途中のため目標達成していないものもありますが、実績販売合計は計画策定時より増加しております。以上です。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

検討協議会の事務局におきましては、教育委員会学校教育課が担います。市長部局とは検討協議会の進捗報告、今後の進め方などについて協議調整を行っていく予定でございます。以上です。

**○7番（吉川三津子君）**

それでは、再質問のほうをさせていただきます。

子宮頸がんの関係で、いまだにやはりこのワクチンに対する不安の声が上がってきているわけなんですけど、5月31日に広報された後に、やはりそういった声もう既に上がってきているのか確認をさせていただきたいと思います。

それから、産地パワーアップ事業についてです。

今までの成果として収益は上がってきているんだよというお話がありました。大体どれぐらいの成果なのか、それについて確認をしていただきたいと思います。やはり4,197万8,000円の補助を出して、どの程度の成果が上がっているのか、その確認をさせていただきたいと思いません。

それから、小学校の適正規模老朽化対策の検討委員会のほうですが、これは教育委員会のほうがメインでやって、ほかの会議でというお話がございました。これって、今後この適正規模老朽化のこの会議、市と教育部局が一緒になって考え、取り組んでいくという方向性はまだ出ていないのか、検討もされていないのか、その点について、これをしないと会議が進まないような気もしないではないんですが、その辺の今の市部局と教育部局の話合いの状況、どう進めるかの市内部での検討はどうなっているのか確認をさせていただきたいと思います。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

子宮頸がんワクチンの相談についてですが、発送後については、まだ相談はありません。以上でございます。

**○産業振興課長（佐野達樹君）**

産地パワーアップの具体的な実績結果でございますが、目標策定時には3億8,000万の売上げが直近の進捗状況で約5億円の売上げとなっており、1.2億円の増加で今目標が進んでおります。以上です。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

検討内容におきまして、その内容の必要に応じて市長部局等と関係部署に依頼しながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

休憩に入る前に、議案第31号で、吉川議員より答弁を控えた理由が個人情報に触れるとのことでしたが、理事者側は後ほど説明をお願いいたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時55分といたします。どうぞよろしくお願ひします。

午前10時43分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第35号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

日程第4・議案第35号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第35号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質問いたしますが、8ページ、9ページの1款1項1目12節の委託料、システム改修委託料についてですが、このシステム改修委託料については、性別の記載を云々というのもありましたが、なぜ性別の記載を除かなければならないのかという理由と、あと改修の時期、またこのシステム改修でマイナンバーカードとの関わりも出てくる改修なのか、それについてお伺いします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

性別を除く理由につきましては、国民健康保険法施行規則の改正によるものでございます。改修の時期は7月上旬からの予定をしております。

また、マイナンバーカードとの関係はないものと考えております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

性別を除くのは、国民健康保険の施行規則が変わったからと今話がありましたけれども、変わったら変わったなりの社会的な背景とか理由があって変わったんだろうなというふうには思いますが、それを市がどう受け止めているのかということも併せて教えていただけますか。

○保険年金課長（橋本 創君）

国民健康保険法施行規則の一部改正が行われましたが、その基となります健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布がされております。

愛西市といたしましては、SDGsのジェンダー平等を実現しようの取組でもあることから、

速やかに実施するべきものと考え、7月上旬のシステム改修を目指すものでございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第36号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第5・議案第36号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第36号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）の中で、10ページ、11ページの1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の委託料の中で、介護保険システム改修委託料ということで、このことについては性別をとということと併せて、認定証に対するものだけを変えようというふうに思っていたんですが、性別を除くということについては、なぜそのような方法を取るのか。また、改修の時期はいつになるのか教えてください。

○保険福祉部長（小林徹男君）

先ほどと同様、性別を除く理由につきましては、介護保険法施行規則の改正によるものでございます。改修の時期は7月上旬を予定しております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

答弁同様かもしれませんが、施行規則の改正については性別を除くということでした。ですが、この障害支援認定証って言ったかな、どの役場からの発行する書類が変更されるのかと、なぜ性別を削除することに至ったのかということについては、先ほどの理由と同じであれば同じようにお答えいただければいいと思いますがお願いします。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

今回、性別を除きます証につきましては、介護保険負担限度額認定証、介護保険負担割合証、介護保険特定負担限度額認定証等、全部で8種類となります。

性別を除く理由といたしましては、性的マイノリティーの方が性自認と一致しない性別を選択するというような心理的な負担の軽減と考えております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第37号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第6・議案第37号：令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第37号：令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）について質問いたします。

令和4年度愛西市水道事業会計補正予算実施計画明細書7ページ、8ページ、資本的支出の中で、1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費7,480万円、佐織中部浄水場の無停電電源装置更新工事についてですが、この無停電電源装置の働きと耐用年数並びに使用年数をお伺いし、さらに今回更新に至った経緯をお伺いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、無停電電源装置の働きについてでございますが、停電時において浄水場における設備全体の自動監視制御が停止することがないように浄水場の運転を担保するものでございます。耐用年数は20年で、平成13年3月に設置され、21年間使用しております。

更新に至った経緯でございます。令和3年度当初予算におきまして、当該工事の予算を計上し発注しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、世界的な半導体不足に陥り、機械設備の製作・納入のめどが立たないこととなりました。令和4年2月に受注者から契約解除の申出を受け、当該工事の契約を解除することになりました。その後、今年度に入り施工可能な状況が整いましたので、補正予算を計上するものでございます。以上でございます。

○18番（竹村仁司君）

今回は無停電電源装置の更新でしたが、佐織中部浄水場自体の施設としての耐用年数、また使用年数をお伺いし、今後施設の更新は考えられるのかお伺いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

佐織中部浄水場のほうですが、主に配水池、管理棟及び機械設備で構成されております。法定耐用年数は配水池60年、管理棟50年、機械設備は6年から20年でございます。使用年数は約50年間使用しております。

施設の更新につきましては、経年劣化が進み、地震や水害対策の必要性などから長寿命化を勘案し、計画的かつ速やかに更新・再構築を進める必要がございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

今回の議案書7ページ、8ページ、資本的支出の1款1項1目の21節、同じくこの中部浄水場の無停電電源装置の改修の件ですが、更新工事を行う理由については今説明がありましたので、今回7,400万円の工事ということですがけれども、今後の改修の問題も含めて、やはりこうした施設改修に関しては、やはりその年度の予算で解消するのではなくて、やはり負担そのものは均等化するためにも起債等を活用してやっていくことが必要だと思うんですけれども、そうした起債を今回行わなかった理由についてお尋ねします。

○上下水道部長（山田英穂君）

今回、起債を行わなかった理由でございますが、本年度事業におきましては、未処分利益剰余金による対応が可能であると判断したためでございます。以上です。

○5番（真野和久君）

現年度でお金があるからそれを使ってやるということだと思いますけれども、そうではなくて、やはりこうした施設更新というものであれば、単年度での負担よりも、やはり今後の利用者も含めた負担の平準化というのをやって対応していくのが基本だと思うんですけれども、そうした考えにのっとらなかつたということで、その理由についてお尋ねします。お金がまだあるからということではなくて、本来そうすべきではないのかということ。

○上下水道部長（山田英穂君）

今年度については、先ほど申し上げました内容でございますが、令和5年度以降につきましては、資本的支出における補填財源の不足が見込まれますもので、各年度におきまして状況を見ながら起債をする検討を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第38号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第7・議案第38号：令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・請願第2号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・請願第2号：「消費税率5%へ引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求める意見書」採択を求める請願を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

ここで、健康子ども部長と企業誘致課長より発言を求められておりますので、健康子ども部長。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

先ほど吉川議員から指摘がありました石崎議員の答弁のところのウィッグはいつから購入したものが対象かについて、平成と答弁してしまいましたが、令和4年4月1日以降ということで、令和に訂正をよろしく願いいたします。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

先ほど、吉川議員のどこが個人情報という点ですが、現在は地権者と交渉中であり、各地権者の所有する個人の財産であります。各土地の情報である地番、地目、買収面積を開示することで他の情報と照合した際、個人を特定されるおそれがあります。つまりは、その特定された個人が幾らで土地売買をすることが分かっています。それが個人情報に該当すると判断しております。

また、本件の今回の議案第31号の提出は、土地、地番等、資料で仮契約書が記載されております。こちらは市条例で定める2,000万以上、5,000平米以上の両方の基準を満たすことから、議会の議決が必要となります。その際に、議会の議決を得るためには、本人が、相手方が財産を売り渡す意思があることの確認のため、相手に承知をしていただいて仮契約書を締結しております。以上です。

[「議長」の声あり]

○議長（杉村義仁君）

発言は何ですか。

○7番（吉川三津子君）

今とても不十分じゃないかということで、発言のほうをお許しいただきたいと思います。このまま過ぎてはいけないと思いますので。

○議長（杉村義仁君）

ちょっと理解できませんので。

○7番（吉川三津子君）

理解していただくために……。

○議長（杉村義仁君）

暫時休憩をお願いします。

午前11時13分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解き、会議を再開させていただきます。

今、吉川議員の話は、地番、氏名を聞いておるわけじゃなくして、そういうふうには個人名、地番を聞きたいわけじゃないのに、なぜ個人情報に触れるかというお話ですが、その辺のところをまた後日説明を理事者側はお願いします。ということでよろしくをお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・委員会付託について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第9・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第30号並びに議案第31号並びに議案第34号から議案第38号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、また請願第2号につきましては、会議規則第139条第1項の規定により、それぞれの所管の委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の案件等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、6月23日午前9時30分より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時22分 散会